

ハラスメント防止に関する方針

- 【1】 当社は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけるのみならず、職場秩序や業務の遂行を阻害し企業の社会的評価にも多大な影響を与える、決して容認できない行為であると考えます。
- 【2】 当社は、ハラスメントを防止するため、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、LGBT理解促進法他の諸法令を遵守し、以下の措置を採ることといたします。
1. 本方針等により、多様性を尊重しハラスメントを防止するとの当社の意志を明確にし、その周知・啓発を図ります。
 2. ハラスメントに関する相談窓口を設置する等、適切に対応するための体制を整備します。
 3. ハラスメントが発生した場合の被害者に対する救済や行為者への対処をはじめとする事象への対応策を定め、就業規則他の諸規程により明文化します。
 4. 事象に関係する全ての関係者のプライバシーを、諸法令や関連諸規程に基づき、厳正に保護します。
 5. ハラスメントに関する相談を理由として、相談者にとって不利益となる処遇を行いません。

以上